

事 務 連 絡
令和元年9月26日

各所属所等共済事務担当者 様

東京都職員共済組合事務局
年金保険部医療保険課

小児用弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について

平素より当組合の共済事務に御理解・御協力いただきありがとうございます。

治療用眼鏡等の支給額は、平成30年4月からは「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の別表1「購入基準」中に定められた装具の価格を基準としています。また、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」（平成18年3月15日付、保発第0315001号）により、療養費の支給対象の疾病名を小児の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正としています。

今般、治療用眼鏡等の審査に当たり眼科医師へ専門家の意見を照会したところ、屈折異常弱視になる遠視度は+4.00ジオプター以上であり、この視度以上の遠視性乱視は屈折異常弱視へと遷移すると考えられるとの見解が示されました。

このため、上記の基準を満たした「強度の遠視性乱視」による医師作成指示書があり、令和元年8月15日以降購入の領収書がある小児弱視等の治療用眼鏡等の請求については給付審査の対象としますので、御所属の組合員に対し周知をお願いいたします。

問合せ先
東京都職員共済組合事務局
年金保険部医療保険課給付担当
電話 03-3232-4728・4730